



洋学文庫
文庫8
C 211
2





不許賣買
二百部

異人恐怖傳卷下

極西 檢夫爾 著

忍術傳

圖書

聖齋堂
精藏
圖書

日本人能勤勵又能艱難又習なり鮮少せんせうを得え足あしとと賤せん
 者ハ諸草諸根龜鼈螺蚌きつねらおよび海草うみくさの類るいををめめ生なまをを艱かたくり
 裸頭はだか洗せん足あしをを歩あゆ行ゆ水みづをを以もて常つね飲のむとと襯衣せんいが著ちかるる
 頭あたまをを置おく柔ならなるる長枕ながまくらなく平面へいめん小寐せみと長枕ながまくらの代しろ小
 木きハ小断こざん又ハ木筒きびやくの中なかに微すこく窪くぼまるるが上うへに其頭そのあたまを置おく又またよく
 終夜しゅうや寐ねるるとと有あるる艱難かんなん小堪こたふ然しかんんもも其人大小そのひとおほ
 禮儀れいぎ作法さほうを悦よろこびび極まめめ其身そのみを清きよくく衣服いふくを純粹じゆんじゆのの家
 屋おくを精密せいみつのの

忍術傳下

賤者あれば水而已を飲めども又襦衣を着る者のももは是等も彼方小此較して言ふ所のれらむ

日本人を怯懦ある支那人の後よりと想はんハ実小其理小當らざる事遠し我自潑きくハ以前ありける遊行家の中なるの説を固執せざりて努て國俗の根源を尋ね知んと欲せん人ありて我謂ふ處小皈服してよ此俗ハ却て是鞑靼の性質よりかて文華と禮儀とふよりく大小都雅なる小至るものれたる其氣象小鞑靼人の威烈猛悍と支那人の恬淡温和と相合せざる所なり

檢夫尔別て其論ありて我國人の根源を種々小穿鑿してても明らなるが故小強て鞑靼ありむといへり檢夫尔さすに戎人なるは我國の実に神明の後よりこゝに信ずること能ざるも咎むべきなりは従来件々舉る處の許多は奇特ハ有るが若其境内小於て一切和平安穩なりて遂生満足せしに虧る所のありは日本人の其力を盡し其勇を盡して國を守りて外襲を防んと欲し又土着して異俗と通交せざりては欲するもえより皆徒ある計策なるべし

○恐怖傳下

大小其土地所生の物を悦びくこれを以て堪べしとて異
國人の生計は具を運來するを無用なりと凡此國の福境
なることを熟察せんと思はん者ハ今我こそ小言る所の信
實ある事も知ん先第一は地方勝もく中正なり其利する事
寡くは南國の如きの熱日小晒さるれば又北國極寒の凝凍
もなり元よりいふ及する事あがら諸國土の肥沃しき嘉
をばく樂むべきを北緯三十度と四十度と凡間小あふふあ
ハなり人或ハ實小非難なることわりといふ日本ハ嶮岨
多石の地より峻峰高山の周環多し若拔群の用心勩勞を
以てせざるをば多くハ是嶮岨の所なりとむといふべし

其事小在るも造化も此國小施る小勝して寛良の徳を以て
此是土地の難なり耕種の難なり此難即土人ハよく勞し
よく勩るは大小讚美すべきは氣象を起るかのなりさきごと
本来ハ肥沃なるは地方なり故小如何なる微小の丘より
と如何なる高き山よりとも是小耕種する小豊小出產
てよく努力する農夫のこそが為よ経る所の辛勞用心及び
其勩苦を報賞せむとてしむるはみねくは凶瘦至極
の地殆少許の耕種を容るに堪ざるもよく全く不用なりと
せば其民衆多しとて且又懶惰を惡むると斯の如しその上
より狭小なる國界の内小おしく若くハ海若くハ陸の所生は

其全國小於るは譬へば種々の方域は全世界にあらざること
 土地の隨ひ所在はつゞく種々肝要のものを産出して人生の
 用しり其彼此各州彼土各嶋の産物殆全國小供せざる小足ざる
 めれば奥州佐渡(シリガ)駿河(サマタ)薩摩(サマタ)小島あり(キタマイ)北前(ベニゴ)
 備後(ベニゴ)小銀あり(シリガ)上(アチンガ)不(キタマイ)紀國小銅あり豊後小鉛あり備
 中小鐵あり筑前石灰を供し(オノ)解木炭を供し硫黄嶋の火山
 夥しく硫黄を出し其他所も地を穿ちて取べし肥前小一種の
 白堊ありくわくゆも磁器を製し土佐(オハラ)小原を安藝云あり
 多く薪を出し(ナカタ)長門の牛を産し奥州薩摩馬を産し加賀
 米穀豊饒なり筑前小粟多し若狭小柿柿ハ蘭語小(ヘイケ)と云ふ(ヘイケ)
 實ハ優墨鉢のこゝろをいふ今

柿と云ふ及び其餘の菓多し隠岐の海濱螺蚌を生むること
 夥しれども他小越(ニヤヤ)西山(何きの)海草および海底の
 産物多し凡全國の海濱種々魚類を生むること餘多しはて
 國用となる是等外有する諸穀諸蔬の類は夥しく諸州小
 生むるもの及び其他許多の貨物ハ器械衣服となるものは
 枚挙せざる小遑あらず真珠ハ大村ハ海濱小生し龍涎ハ琉球の
 浦薩摩州及び紀國より水晶貴石の類ハ津輕小あり又其
 國山中の谷々及び高低の諸地多きが故小萬國諸方より生むる
 處の種々草木を生し醫藥を求むる為ハ外國小出ること紙
 用ありさてまゝ百工の器物をいそぐ修飾となく有用とあく

其物小之そのものちひ一ひとくく又また力勤ちからいそふふととののくくハハ豈あはれ唯ただ小ちひ能者のりやをを外國ぐわいこく
よりより呼来よびきたひひここをを待まちざるざるののここなるなるんん神妙しんめう精巧せうこう他たのの諸俗しよぞく小ちひ
超絶ちやうせつををりり殊こと小ちひ金銀きんぎん假鍮かりちゆう及及びびび銅どう小ちひ於おてて勝すぐままるるりり又また生鐵せいてつ強絶きやうせつ
いいははままもも用巧ようこう鍛煉たんれんのの術じゆつをを得えるるここややはは其その武具ぶぐのの奇麗きらい好良こうりやうをを
るるここくく知ぬしるぞぞ諸像しよざう諸板しよばんをを彫刺てうししし及及びびび赤銅あかどうをを金色こんじき小ちひままるる此こ
巧妙きうめう敏達みんたつあるあるこことと東方とうほう諸國しよこく於おてて及及びびびざるざる所ところなりなり銅小どうちひ黄金こんごん少許せうこをを
交まてて術じゆつありありくく製せいをを凡おほここをを以もてて作つくるる器物きぶつ其その初はつ工師こうしのの手てよよ
アア知しるる時ときののごごとと凡おほくく黄金こんごんののごごとと其その色いろ其その美み黄金こんごん小ちひ劣せう
るる處ところなくなく實まことはは度幾あひちしし又また絹きぬをを織おるるここもも精せいなりなり妙めうなりなり滑なめなりなり
支那人しやなとといいふふもも擬ぎするるここ能あるるはは朝廷てうていのの大臣だいじん事こと小ちひ坐ませせれ

て一箇いつくのの鳩とび小ちひ放はなままてて他事たじをを管かるるはは彼かれ此こ貴重きやうちゆうあるる巧くわいををあありりくく
時日ときじつを送おくりり鬱懐うつわいをを慰なぐさむむるるのの多おほくくハハ織絹おひぬをを翫あそぶぶをを以もてて事こととと
そそ又また其その酒さけをを(サツキ)とと名なくく梁采りやうさいををめめてて釀もむむ支那しやなののよりよりハハ大小たうせう
強味きやうみのの勝かちまりまり酒さけのの蘭語らんご(エール)を製せいすす食たをを調ためめるるここもも支那しやな小ちひ越こええ
其その他た所ところ生せいのの芳草ほうそうをを用もちひひててここをを和なむむ其その紙しハハ楮皮ちゆひをを以もてて
製せいひひ支那人しやな於おてて竹たけままるるハハ綿わたををめめててすす所ところ於おてて物ものよりよりをを堅かんん勁きん小ちひ
小ちひくく色いろ白しろしし政邏巴人せいらここをを綿わたをを以もてて紙し人家じんか修飾しゆしきのの漆器しきをを見みるるにに
其その美みなるるこことと實まこと小ちひ驚おどろろふふ堪かんんりり支那人しやな東京人とうきやうじんがが用もち心こころ勤いそ勵めい
をを盡つくささるるももいいままづづ曾そうてて其その漆しきをを調ためめしし及及びびびここももぬぬ塗ぬるるハハ巧妙きうめう
通敏つうみんなるるにに及及びびびここ能あるるはは暹羅人せんらののごごとと凡おほくくハハ國中こくちゆう小ちひ漆しき

樹充滿もみぢみんすもも大小懶惰らんどう徒生とせいを専せんめし漆うるしに於おて求め望のぞむ所ところなり爰こゝ又知しべきは日本百工にほんひゃくこうの種しゅ々許ま多た此器械このきやく産物さんぶつ全く人生じんせい日用にちようあるもまづハ唯奢侈ぜいぎ華美けいび不用ふようも其國そのくにの諸品しよひんに在あり其品そのひん同どうドウどう其價そのあひら一いつあは是こゝを以もて分地ぶんち諸州しよしゅうの通つう商しやうの大だいあること言語げんごあそ及び難がたきを知しべし嗚呼あゝ全國ぜんこく所在そこのの商賈しやうこ如何いかうむらり熱開ねつかいあらん如何いかうむらり勸力きんりきあらん其浦そのうら々如何いかうむらりの船舫せんぼう々充滿もみぢみんすもも所々富饒ふじょう交易かうぎの城下じやうげ如何いかうむらり有あらん諸海しよかいの濱諸港ひんしよかうの邊へん人民衆多じんみんしゆたなりそ棹しやうを取とり帆かを揚あげ此誼このぎき大小諸船だいしよしよせんの繁多はんたなる或ハ所務しよむの為ためハ或ハ閑遊かんゆう此為このためハ及およびされば國中こくちゆうハ人盡ひとじんく海邊うみべハ居住まじりし陸路りくろ此

方かたを全く空虚くうきよあると疑うたふ堪たらざり但たし其船そのせんの製せいをみる小甚殊せうしんじゆなる処ところはり形状けいじやうの異様いじやう々々中ちゆうに國法こくぽうの嚴げんなる小因せういんて上面じやうめんハ孔ひら開ひらきしる小ぞ有あり蕃船ばんせんハ上かみを密ひそく閉とめて穴あなあつて第一だいいちの圖ずをえよ是ハ日本にほんの浦うらを遠離えんりせし先まづハむが為ためなり如何いかうとあつて敢あて遙えん小大洋せうたいやうハ知しんとせむ船せんハ水入みづいりて必かならず没溺ぼつじやくせざることを能あたらざる爰こゝ小日本人せうにほんじんの學術がくしゆ琢磨たくま此事このことを案あんずるに恐おそくハ智者ちやうぢやう以もて不足ふそくなりとせん日本人にほんじん元もとより大小學術だいせうがくしゆを惡にくみて是こゝを修しゆする者ものをば國くにより追放つひほうす徒との類るいもなあはむとゆへども何なにも國くには事こと唯ただハ是こゝを玩娛がんごの具ぐと藝居げいこの隱士いんし間暇まじまめして他たあらず未考みかう

の營いそめさるれき者ものを以て其爵きやく懷わいを解とく小宜せうぎと然しかア
 之これども此これ是これ多たくハ窮きゆう理科りかの上うへに於おこりあり德行とくぎん科かのごとく
 大小せうたう尊重じゆうじゆうし上天じやうてん小根せうこん據よせりとん此これハかの無む雙じゆうは智ち士し孔子こうし
 の恩おん澤たく小せうよきりてん孔子こうしハ我われ歐お邏ら巴ぱ人にんは所謂いせうわう(コンヒユテス)
 是これなり(ソコラテス)の古こ人にんハ孔子こうし小後せうごとこと百年ひゃくねん許あり
シヤ聖せい國こくト云いハ又また百ひゃくキリシヤシヤ厄やく勒れき祭さい聖せい人にんおきへらく此人このひと初はつく直ちく小上天じやうてんの啓けい
年おきり前まへあり厄やく勒れき祭さい聖せい人にんおきへらく此人このひと初はつく直ちく小上天じやうてんの啓けい
 發はつを受うて道みちを人倫にんりん小弘くわう通つうせりと孔子こうしの学がく大だい繫けいかの(ソコラテス)
 の學がくと相同あひなじ我われ思おもふ小日本こにっぽん人にん音おん樂がくの事こと小せうりりてハ全ぜんく不ふ
 能のうかり此これ是これ音聲おんせい符ふ合がふの格かくを基もととて立たるの術じゆつなりと云いハ
 爾なん我國わがくにの雅樂ががく又また審定しんていの學がく又また審定しんていの學がく
義義ぎ訓くんあり原文げんぶん(ウイスキユニテ)といり究理きゆうり不ふ屬ぞくを
天天文てんぶん地理ちり音律おんりつ美術びじゆつの類るいを審定しんていの部ぶなり他た

學がくハ是非しぜい一決いつけつせざるを以て其爵きやく懷わいを解とく小宜せうぎと然しかア
 此これ學がくハ然しかる故ゆゑに審定しんていと名なく
 一いつ凡なん他た俗ぞく未ま曾ぞうと此これ學がくを修しゆして探たん索さく進しん達たつ象數しやうすう審定しんてい微妙ゐみゆうの
 光輝くわうき及及び議論ぎろん講明かうめいを以て其智そのちを莊嚴じやうげんすことハ好このむこと
 我われ歐お邏ら巴ぱ人にん小せうあつめりの何なにに此これハ是これ天てんを知して天てんを信しんずる
 術じゆつ小悟道安心ごどうあんしんの助すけとなるりれたるを云いハ其その人ひと極重刑ごくじゆうけい
 を示しして禁きんむ祖先そぜんの教法きやうほうを棄すてかた所謂いせうわう天主化てんしゆわして
 人ひととなり衆生しゆうじやう濟度さいどの爲ために磔死さつじの辱をぢを受うけりといふある新あたら小
 奇怪きがいの教法きやうほうを奉ほうることとを禁きんむ今いまハや百年ひゃくねん許あり
 ぬ吉利支丹きりしたんの教法きやうほう東極とうきよくの地ちにありて全盛ぜんせいなりが幾程いくぢやうな
 くと滅亡めつたうこれが為ために殉死じゆんじの數かずを知しる是即これすなはちかのさ

と願心勇猛なりし法師等が適悪よりぞ起りて我思ふ
ふ尔若かの耶蘇氏等その基本めいも固くぬを頼とせん自
己の用心規模の大過を不任せ給て勤めしやせば殆吉利
支丹其信心弘通して終よハかき本國より其勤勞の報賞をも
得るに至らまを愧小かく自得さる處あまばそや其事は
幸を求むるの急なる堪む風俗変化の成功は速うなるん
こゝを貪りて毎々他事を雜つてその為ニ渡來せしめらる
極意小比とバ天地懸隔の異あることをまへに勉めたる程小
絶小微しく成得し所けりと見えたる間小づくら其禍を
招き致しと大其謀計の本意を失ひたり凡肖像家の類といひ

も其國家の治小おいて害けりとばにせざれば何もの教法を
と惡しむ又と異教の説法者を容ることをも惡ざりものあり
本より日本人を無佛教の徒とハ思ふべからば其國許多の
教法ありて大いその神佛を尊重し是小奉事す此法も一
株たるべ我決定していん小日本人の善を勉め行を潔くし及
佛神小事ふる外儀の務何事と吉利支丹等が及ぶ所小あはて
魂魄安樂のこゝに在る心をを用るこゝ大なり別てよく罪業
を懺悔し殊ニ未來の福を願ふ豈ま教知異國ニ受ることと法
待ん又日本醫術は事外科よりハ内科より巧なり其外科より
よく歐邏巴の流をも用ゐるなり然もとも醫者ハ治術を施

さくや多端ありて外科すふハ火と鍼との二なり是二を
功力甚大なりとす病根を滯塞と名け滯塞して痛を免る者
を風と名く二の者よく病根を追出し風をく其窄隘を脱
出さべたの通路を得せしむとゆい其数々日々の湯浴ハ純粹
奉神の一道と且ハ天性清浄を好めし小任きく大ふとす
心酔を然も又よく是を以て壯健を保ち土人の免まがごと
所の許す此疾病を除く其功力大なり日浴の外其地ハ良善
なる温泉あり緩慢の疾憂愁の疾ある病人をバ此所ハ遣は
其事我國ハ同じ

(コンヒユテニス)の事惣く和蘭人の書るゆのを見ふハ豊後

を(ロユンゴ)と書た薩摩を(サキユ)と書の類多けれバ実ハ(コン
フリス)なりべし又古人の名よ(ツコニキス)又ハ(ドノイス)又ハ
(フリニース)なる多く未ハ(ス)の字を添ふるとゆい然もバ
(コンフリス)を孔子の支那音(コンフウウ)の訛なりん往昔
我國の人を遂せし耶蘇は更ハ詳ハ本論の末
見ゆ(ソコラテス)の教を羅媽大王乃羅媽より(コンスタンチン)ハ
遷都ありつる比までハ用ひしとゆいハ王ハ是道
をハ最惜まんとすども吉利支丹が徒の進め小よりて是
非なりく(コ)を追出ししとゆい然もバ世ハ行われし事
七百餘年の間なりと聞ゆ

爰小いりて又論をなすことあり恐くハ或ハ言こやあむ
日本人刑法裁断の事を熟知せよと然いふべき事ども我を以
て見まば我歐羅巴人もさう不能あること彼も同じ如何とな
らば然有用の術あるればを其過あることりて當赦の非罪
より却て重をかうこと屢々なり凡日本のみならず東
方の諸國もは裁断を受るれば捷徑あり彼地小在てハ我々
争訟多事ありことを得む致書各書および催役の類多た
を須む兩黨の書皆官吏不出催役ハ直小其事を廳所小致して兩黨
の言を聞き證據を証明せしむ委曲を計較せしめ時日を廻ら
ざりて決断小至る然して又大廳小召すの畏は如何

となすハ彼地小在てハ小廳といへども其既小淺定出言せし處
をば大廳とせば改むること能むがゆゑなり斯の如き裁
断の簡法格別の事小當りてハ過失あること免まざるとい
ふ否といひ難くべし事ども我々敢ていふん大槩とすれば
法是を歐羅巴の裁断遅緩より費用多く大小困倦するに
比まば其損をなす事兩黨小有て何れも小なり歐羅巴の
ごつたハ輒もすまば事の廳所小留滞するに限も知まば欺詐
の多き延引の重なる致書の屢ある其他百々の奸智を用ること
人誰り知ざらむ此ハ奸黨の所為をり然して是が為遅緩諸難法の
事漸く退き去る小いりてハ又大廳の召小應して引延び

外更外小何小の好事何あり此此小至至とて再び再其事事を反覆反し黨類黨
皆新皆よ糾明糾せし難澁難の事憂悶憂の心及び諸費諸隨隨て増長増に
是所謂是雨雨を避避て却却て險塹險小陷小此類此なるる然然といへど
も日本人日は在在るハ全全く刑法刑なるとハおのりべりる國
刑法政令刑殊殊小勝小且且又又これを守守ること緊密緊して違違ふこと
なく小犯小といへども是是が為為小重刑重を設設けり然然らばい
うてりよくかゝる順達順衆庶衆の地地も斯斯の如如に繁榮繁の体体を
維持維せしめくかの豪俊豪勇烈勇の民民を此性此又變化變常常ありこと
其邊海其の風暴風屢屢々々として不穩不あるに劣劣らざるもの蜂起蜂
反逆反の心を畏伏畏せしむることを得得ん猶右猶の刑法刑此事此及び

鎖國鎖以來以の多福多ありいづきも今我讀者今を以て日本人日何何が
故故より鎖國鎖の義義を決定決し又如何如して鎖國鎖の事事を成就成
つしむ事事を知知しめむが為為著著し所所の尤尤所記所の中中に於於
て明白明なるん

○ 歐邏巴歐少少くハレクトキニデト 此ハ和蘭和とて刑法刑の學問學あり
此方此小小てハさるるが故故に歐邏巴歐の目目より及及て刑法刑
小疎小く又又を刑法刑なるともおもはんうと思思ひく檢夫檢右右
のぐらゝく言言るもの如如り歐邏巴歐刑法刑の事事ハ彼方彼少少く明白明
なる事事なるゆゑ右右の一段一はむいゝ其言其稍畧稍せり予予々
亦他書亦小考小へく注注しつ

初日本人の韃靼より来り、礎ハ必数百年の間困苦あり多
 うりも、國中の諸州小分散して、海濱小寄る所の魚
 類を以て其生を艱ひしむるなり、神武
 帝思慮謹慎容貌高貴なる君あり、大槩(ロミユリユス)
城を建立せしと同時あり、故小是國の年曆此小始まるるを以前ハ國權いうあり、への手に
 あり、當時の人懈怠ありて其事及び開國以前の値偶見聞
 せし所の事をも全く記せざり、故小今其史記に在て一と
 考ふる所なれば、日本最初の諸帝治國の
 頃ハ上世の習少く、世界の中なご此國の人民居住の地なり

とく極め、親睦多福なるを
 天照大神の嫡々相承の正統神孫名流あるを、高邁はて
 みづろ、神明小肖とこれを扶ふ廣大莊嚴を以て群下を
 て尊敬し、人倫の類小非ざとす、心を生ぎむ然るに
 此事後世お、遂に國事閑通國體靜謐の治道に於て大
 なる弊となりぬ如何とならば、かゝる神聖絶倫の名譽ある帝
 王なま、其群下恭禮の衆を御さること宜しく溫柔寛裕の
 こを以て、能く既小神明小於て至近の一族と
 して又尊敬を受ること、神明の如くある御身ありて世事民
 事の紛御を自己御手にかけたりん、其位小較し、卑下

なる業ともいふべし。是等ハ宜しく世間の人に委任した
まふべきの道理なるべし。是等の故より又ハ後世の流弊増長
しよりて貴族の威勢盛んかゝりて帝ハ奉事せざる。此務を棄擲
し諸侯妄ル帝王所任の州郡を取て自立し最上の君とな
るの如く。猶と有為せしむるを縦し別て武器製作發明
の後小至至ハ彼此各々力を以て互に所領の地より追出
さんと其流弊後患いりむらりの事とせん。是内亂か
く性命を失はざる者幾許ハありし名族の滅亡を成る
りの幾許ハいほりし仇をたへ讐を復す。此心まゝハ土地
兼併の心より起る所の拳動ささけ人怖しうりり也

案す。後世徳衰へればこそ公家武家王法佛法世間
出世あざい。別とあま古の王者ハ億兆の君として
二法なりり。その方のを檢夫尔さす。に戒狄の人ありて
上古聖治の事を知ざるが故。皇國後世の弊此起る所
を論ずること右にぞよく諺する。これれ也

事の形勢既ハ斯のごとくならず。小至至く諸侯の放恣兼併の
心を制して降伏せしむ。是等の時は當りて是ハ宜く將軍を立
て官軍の首として遣はるべし。帝の長子即皇太子として
人をあてて定例として是を最勝の重職に補せしめ。是れ
遂に世間治義の政をいり。其故ハ五百年の前

なり々々將軍頼朝帝位を受る此望を絶て自寛き々に世事最
上の専権を以せてうむ日本記事の書ゆも此人を以てウキル
トレイキケイヅル世間帝といふが如し前ゆも是のの第一とせり然アといへども其後良
久しくハ出世帝義範あり前ゆも是の小事へ其旋を守り常小大よかの神
體を崇尊せり如何とあゝバ世事第一の権柄軍師の重任も出世帝の所欲此人は授けらるるを得るもバなり然
るも第十六世西國の年曆ゆく千五百年より千六百年の間の初は頃の初は頃
在職なり々々將軍其所業を超過し一奉小奉上の務を棄絶し
自立して世間最上の君となりぬその事最重大にして容易
なる事なくおもはるるふさの難治の事もなると成就しぬ此

將軍ハ帝の二此宮原文を二男の宮なり出生の法おはいく帝位を継こ
とを許されども然るる権勢小心醉執著して強て軍中小自立
し悉く父帝の世事此権柄を奪ひくおのが物と唯一の神
體及び神道の務は國神正統の神孫と先規を得るも
を以て敢て傷をばぞり々々
然る小斯る輕忽不悛の舉動は遂る所おいて終ハ其國
の利益となり時の將軍ハ偏小一箇治流の基を居るもの小
して遂はハ大よ其國の洪福安泰を致すの助とあり殊ハ
斯る反覆反逆を好む此俗を禁止せり肝要とありぬ本よ
アかく不法ゆ々得らるる爵位なきバいくぞうかの強暴

来逼の輩を鎮めて和睦安堵せしむる小堪んさるやど不数多
強大は諸侯誰より其令を守るべき各篡逆の心を逞じて
彼を斃し此を得んと是が為小相闘戦し爰を前途とぞ争ひ
々る良久くして福祿爵位終よ一箇無双の英雄秀吉後小太
閤と號する大器完智の人小歸しぬ此人ハ微賤奴僕の境界
より起て自己の勲功謀畧より宇宙最大の諸君比其一
となりぬこれ大改革の事ハ千五百八十三年天正十一年の頃小當
りぬ本より謹慎の君よりありきまは能本國常時ハ形勢諸
侯兼併の志および萬民の氣質才器嗜好所願等を廓知し是
小よりてかの歴代の將軍家ハ患とせし處を免きてみゆら

最上の権を取得るに至らんこは諸大家の放恣兼併ハ心を
制し其強大自在の勢を削りて狭小の度内小屈せしむべきの
術を得ふふあはばハ能さるんとあを知らず是ぞ此人小あり
て至極全要ある計策なりきはされバ猶も難澁小見えたる
ことと也 彼此数多ありきまは此等ハ殊更小遺し置きたり彼
大事ハ太閤在世の間小能せしバ材智劣する人の成得べき
小非ざるを以てなり此は當りて実小又其事を奉べたの成熟ハ
時小むりぬ如何とならバ國中強大の諸侯多くハ既小降服
しその餘ハ互の戦争小よりて頗る衰微しさてたる猶も敵
對をなれ者少きなりハありきれど幾程あくく是等小克べき

の兵勢謀畧ありき故なり
初諸侯の放恣兼併の心時を追て増長して終にハ出世帝も
殆制すに堪らざるに至りて以来帝頻小御子を將軍
とて大軍の首として遣はさるる事既に四百年の久し
まに経々きと皆徒ふして止め然るを今太閤ハ總小十年
の間して其功を成就して是唯小兵威威以てのみ小非次
その心謹慎ありてよく良策を用ひたる小あり然るを
らば時運亦能其志を祐けり諸侯の兵勢ハ長に内亂に依
て頗る敗廢しりれども強く是を削る能はざるを以て太閤心
を一決して其隣ある海國高麗理ゆ於て正しく日本小属を

づたを以てこそを討んと欲す其此の如く決定する本意ハ
國中強大の諸侯を遠隔きり其所領の郡所生は地より出
さんぐ為なり且ま彼等がかの海國ある韃靼人朝鮮人を
降さんとて時を移すの間は自己の他は志願は成就して今
纒は取得つる國権を堅固小すべは便宜十分なるこそを得
んこと必定なりと知るが故あり然るよ自餘の事ハ皆隨意小行
なされども高麗征伐の計ハ期きり如く快通たるとざりし
わが漸々思慮して諸將を呼返さんと欲は此時諸將既小異
國小在りて劬勞なる戦役の艱難を経て大小疲倦し財寶涸竭
し兵力敗廢しこそを疑もなく今ハちや亂逆の心を固めて

家小歸をめて喜として如何なる貴き價めとあき苟も本領
安堵を買んと欲をばたてや太閤よく察知して苛き制度を
立として其制度をかく難波危殆の時なれば身體安然の為
といふを辞として諸侯の妻子を都小遣ハして曾て是が為
適宜なる館を構へて莊嚴小堅固の置つる城中小居住
せし免諸侯飯國の上ハ本領小附き毎年一廻その時節を定
めて都小来りて妻子をを訪ぐとなり太閤既小斯の如く
苛刺の一流を用みく國家の治法を新ありて多き諸侯兵勢
衰へ威風落く將來天下其隱謀反逆の事小たりく少も恐
るばた慶なくねりふり如何となれば諸侯皆その妻子成

以て其心服不變ある所の質とする故小毎年一回にたり
都小到りて其二心を表せざるに能さばなり
其身卑賤の士卒より起りて幾程もあはるに許多の強大
なる諸侯を服事せしむるに至るは城小離倫絶類は規模
と謂つべし

諸侯の兼併は志強大の勢常小萬民靜謐帝王安全の為小損
あり害りりたる成一旦大小是を破りて猶を遺するハ民
の放縱を王綱の大害となるものを壓へ録むべきの時
ふし宜く一種の新法を撰て愚民多頭の獸多頭の獸ハ義讎を
黨一和せざるをの蜂起猖獗小備へて創業は推威を固くすべき
思ひていなり

ふぞありける。此時新王幸小時運よさへ乗じりたるは凡
能國家の体勢群下の心服に適中きんとおもふ所の法度ハ
皆よく制作せりし事を得り今其法度の嚴猛あることを
案むるよかの(アテ子)人けいちゆる(ダラク) 此事未審あり但し
代の暴君の号ときる予の書する墨を以せばして血を以せの類と
が考う度後小足ちり 此一句畢竟ハ慘
を謂つぞ 刑のたふなり 是法度猛なりといへども然までも
順ひ守るに難き所ありしもあは畢竟ハ國家萬民の治平を
進めおほび治平を進むるに適宜なると思ふ政をあらん
が為の外きふ所の所期あるにけい況やまは惨刻嗜殺の
本意を以て制作することか此古力名高き暴事(テイヨ子)シ

王名が象魏を高く遠く人目の及ぶる所懸く人を以て得る
讀べしむるにめく此に依て犯者益多くて罰をばく殺を
危たりの数甚大なるふいけること致せしが如く謂ふ
しやは日本法度の猛なるに罪を罰するに偏小財贖を以
てする事なれ小なりききき帝命よごらん者ハ其躬ハ罰
を受死を受るの外更ハ宥恕の頼あることなき嚴猛の
法度よ在てそ諸侯大家の如き貴人猶其罪過ふより或ハ
一箇の鳩小流さき或ハ命ぎられて自殺する考のこころり実
ふ其性日本人のこころに其法宜しく斯のおとくなく
びに制御すること能くその人思へらく國法ハこふ貧

者の為に設けく富者の如たを是を買ふことを得て已が力の
及かん所を諸罪其意に隨て犯さざるは極めく治道に
害ありて且又至て不直なる事ありと此言まは理ありと
謂つて我曾て此地の路次小在るに其所を構へく懸
置る札の面を見く 檢夫ルよく我文 其文法の簡約ありて群下は
為る所及び為るむを所の事を直小大意のをいひく
其辞は極て寡たに驚きぬ何等の故を以て此はぐと法の
を作さるといふことを記すは絶て作者の本意なれば
其旨趣をも説き又犯さ者小當る所の刑は次第をも示さる
唯此の如く簡ありてその如く強大ある國朝の宜しく然るべき

所なきといはり案るに凡詔命の義小おひく疑をあらん者
ハ名けく新曲とせざるべきの理を作者よく知るが故に然
簡約ありて事既小足るればなり其上諸罪を罰すること極
めく猛りて全く法度を犯さ者ありあまは其事大悪心よ
り起らんを又を愛惠の情より起り委曲の理小率て心あり
むを罪を犯さ小至らんも全く差別なく悉く死罪なりとする國
なまは凡法度を犯さむりのを刑小行らるべし事及び人の不
直を受らん者ハ出て告訴すべきの一人として伴て知
ざる者の如くする事能はば莫斯科比亞の大(ヘルトク) 大(ヘルトク)ハ爵名あり
王爵の次あり(ヘルトク)の 名ヨハン子スバジリテス 其の群下を御するに鐵鞭
上あり此事後の注に

を以て常小い^まも^ま心^まく^ま日本人のごとくたを謂^いる
(ストロイスといへる著の莫斯科比亞の事を記せる唇を見ざる怒りて彼国の法も猛多) 此れバ斯のごとくた強梁
 放縱の民は蜂起を止て許多の州郡相隣りて治法格別な^らず小
 在ても一齊小安靜和平を遂^げて兼て八國中の諸君諸長をも
 畏^こま^して^しも^もハ必^ずか^るる^る嚴法猛刑あるべきこや^りり^さて^ます
 恐^ろま^し驚^ろく^らば日本諸侯の時小當^りて威儀を呈するの嚴
 重高貴あるすら其人猶^も憂^を懷^きて既小一^つび得^る所^は
 権威を遂^げて永^く群下の扶載^よあ^づく^るを^おめ^ひ毎^は
 彼此の便宜を失^はせん事を恐^ろま^しざる^こ能^はざる^よあり惣^とて國
 人皆平生轉變を悦^び分黨を好^みり若大小心を用^みる^彼が

勢力を破^り此^が放恣を制^するにあ^らざれば其患を免^るべ
 (アテ子^ンダー^クの^事アテ子^ニハ^スラール^トが^羅旬^書小^厄勒^祭亞
 の時^は大都^{より}々^々羅^マ媽^の時^は羅^マ媽^城の如^しと^りり又
 (マアリ^ンが^書小^アテ子^ニの^テイ^テシ)又^ハアテ子^ニの^三十^{(テ}イ^テシ)
 あ^らざ^らず^の事^{あり}(テ^イテ^シ)ハ^惨刻^{なる}暴^君を^いり又^{(タ}ラ
 一^クを^龍なり^彼方^{より}ハ^龍を^兇人の^譬と^する^こや^りあ
 是^を以^て厄^勒祭^亞時代の^暴君^の號^{たる}んと
 い^り血^書の^こと^故事^{ある}る^る予^寡聞^{ある}が^上に^載籍
 した^らへ^ど一^く且^ま々^々近^來在^館の^蘭人^{あり}と^博識^のゆ^え
 たる^事を^少く^俗は^遠き^こと^ハ向^ちむ^れと^と答^ふる^事

能くば是故小暫く疑を存して後人の改正を待たのたま

也

莫斯科比亜の事元来歐羅巴同盟の諸國小在て熱ル馬

泥亞國を帝とす拂郎斯國暗厄里亞國のさくたりの

の(モスコビヤ)とせ二を大(ヘルトク)とせり莫斯科比亞今ハ強

大あり魯細亞帝と稱さるるも舊小仍て莫斯科比亞の

大(ヘルトク)ともいへり

凡天下はわづら和蘭等が全く許して(ケイツル)帝とするの

六あり我 天皇公方支那の帝都兒格の(シユルタン)

大君と云んが如し 魯細亞の(カサル) 和蘭の(コロトホルスト) 印度私當

の莫卧尔 和蘭の(ケイツル) 熱ル馬泥亞の(ケイツル) 和蘭語の帝 是く

其中支那莫卧尔都兒格の三主ハ韃靼人の後たり熱ル

馬泥亞魯細亞の二主ハ羅媽人の後たり

太閤既小其國事を然堅固長久の地は居る後人其跡は従ひ

て行かん事を命じて千五百九十八年 慶長 小薨トぬ極め春

智謹慎なる君おく死後ハ國神の中列して(シニキニ)ハ

幡と號せ第二の(ハキニ)といはんが如しハ幡ハ軍神の名なり

然る又其國の幸なるとかの(オゴシヨ)の國統を継ぐひたるを

りりたる(オゴシヨ)後小(イヤス)公と名け薨後小(ゴシニ)と號し

(トクニガハ)の名族より出まして太閤臨終の誓小在て一子奔頼
として時年六才ありしを托して其補佐とせしむ
檢夫尔自注曰
奔頼後不爵位
を失ふ
御子孫連綿して常小國を領し謹慎と洪福と交々
相扶けて治をなす御先祖名君の基出を守り其轍跡小後ひ
く遺法の嚴猛あまを奉り凡國中の諸侯大家を以て怖
畏して服從節度其宜しきを守らし其勢力增長して國家
安泰の能堪べきの限小過すに至ることなかりしむるこ
是ぞ其治國洪福此係る所の第一の肝要なりと歷世の諸
君皆よく其理を知りて然るを以て王事を以てこ事を虐
ゆることなかり兵力を恃りてこれを殘しむるこを重賦を以

て是小任むることなかり其上自り親をなす禮を厚く王者
の徳惠を示して務りて諸侯の親睦愛慕の心を得る
よあり但し其事體を察するに其實活を以てせしむる故
即ちのづゝ其責を受る所以なり其褒義せしむる故即ち
のづゝ其涸竭する所以なり其高爵を賜ふ故ハ即ちのづ
ら其網羅せしむる所以あり惣て爵位恩惠の類は諸侯小賜ふ
もの一として寛活を以てせしむる事なり此是かきか聴命
服事其心を固く又其領地所統の貨賦若聚り積りて兵
亂反逆の心を起さしむる事なるべし其恐るるもの故
快く出費さしめむが為なり如何となすバ其俗廣大を好

むか申意に上より賜ひる所の恩惠爵位の品も随ひて必その
威儀花義及び資料を増て貴粧を致しその身は養ふ在てと
費用多うむ國に於ても毎年参府の路中においても斯の
ぐく是ふより曾て保てし威勢強大は実ハ悉く失て僅小
残まる蔭を頼りて自奉自慰して苟くも満足するの事あり
右の外無数の奇計奇術ありて或ハ諸侯を以て常ハ相通交し
相訪問せしめ或ハ穿てその極密は談話を察して其家ある非
常の事を知り或ハ和をなす睦をなすしめ又或ハ時の利害
ふありて不和なすしめ懇をなすしめ類の事ハ毎奉する
は違あは諸事の中に就ても別て心を用ひしは諸州

の動靜および其正統の音信を得るふあり朝家の諸臣其務
を奉するは忠良眞実はわが臣知るよはし出家たるもの
行状及び其趣向を察し別てハ其中なる権貴のむけ所為
を知るにわが國中の刑法裁断のこと如何うあると監し又
格別の事ハ當りて決断をなすこと如何うあると檢し
事既ハ漸く一定して其俗常ハ蜂起反逆ハ勇むの習ハあり
たがも國中今ハ其恐怖あふありわが國又ハ外
の事恐らくハ他日わが國内の騒動をなすべし
此をも拒絶するを以て極て切用の務ありしは是議ハ

従前既^も成^まつる所^もは^もや^りう^ど未^だ事^を奉^るふ^いて^もさ
り^たは^も必^ず新^し成^の治^綱は^も福^分を^も頂^上の^も極^處に^も引^上げ^終
小^得つ^る泰^平を^も益^々安^全な^るに^もあ^つて^も諸^事皆^堅固^長久^の基^礎
よ^居ん^らぬ^に欲^はく^はこ^の皆^一ケ^イツ^ル將軍^家を^もの^も思^慮明^鑑は^も間^断
な^らぬ^にを^も要^する^にあ^り假^令後^来如^何な^る騷^亂の^もこ^と
あ^らむ^に後^人か^の經^濟家^は地^方氣^運の^も災^ふよ^もり^とし
又^も人^間界^の無^常は^も厄^小當^まり^とい^ふな^る所^をめ^て妄^小
その^も責^を人^主に^も歸^して^も懈^怠急^慢の^も謀^畧不^足な^るの^も罪^つ
ふ^出ら^ぬと^もせん^と欲^する^にも^も其^由な^らぬ^にあ^らむ^になり^凡異^ふ
る^儀式^異る^風俗^ハ土^人の^外より^移ら^んも^も異^國人^の國^々

中^をを^も変^亂す^は第^一な^るの^もの^もし^カル^ト賭^博の^も用^了小^低馬^{あり}
との^も即^ち重^んの^も悟^小習^へる^のの^も穀^子此^方の^も賽^{テウ}エ^ーケ^ヘクト^兩國^のの^も
唯^二人^とあり^即真^劍勝負^{あり}但^し彼^方の^も真^劍勝負^ハ殺^すを^も期^する^に及^び
切^斬せ^るに^も屈^服する^に期^する^に供^客ハ^も羊^好色^の憤^ふら^ぬに^も及^び
夜^服飲^食の^も侈^奢ある^にも^も他^諸は^も異^なる^に荒^淫の^も業^皆こ^の善^ん
良^中正^の道^をを^も修^する^には^も障^碍な^らぬ^に吉^利支^丹教^法の^も如^き
は^も極^をて^も當^今一^定の^も治^道國^家の^も和^平に^も害^らず^本國^ハ教^法
よ^害ら^ぬ其^神佛^ハ奉^ずる^には^も務^よ害^{あり}出^世帝^義纏^{あり}天^の
神^威職^掌ハ^も害^{あり}と^も本^國異^國其^人互^に往^來一^逗留^す
こ^の萬^民の^も靜^謐ハ^も害^{あり}と^も是^皆徒^に本^地本^民の^も性^質よ^應
應^ぜざる^異様^{あり}趣^向を^も育^成せ^るべ^の外^さハ^も無^用な^る

ことなりと惣て國俗の弊今亦至りて免まざるも又ハ將
來其恐あらんも悉く異國異風乃咎なりと然るも之も
凡全體を挽回して本然の壯健ヲ復さし先むと思はんのハ
それ朽腐せる處を断すに何んば徒なる計策なるべし
根本の去ざらば其病の止ん事を望むも固陋な
る業なりと云ふ

是故小國家當時の形勢ヲ求る處近き頃より一定して治
綱の求る處國民享福安樂の求る處土地の性ヲ求る處(ケイ
ツル)安全の求る處悉皆一切小國を鎖して全く異國風
を除くは是故を以て(ケイツル)及び執政家等一決して永

久不易の法を立て曰

國當鎖閉

凡異國人中小在る大ハ日本小固膠してこそ害をな
の甚しむハ波爾杜瓦爾人ふあくらなりとて此俗傲慢
なるこや日本人小劣らぬものなを彼等是地檢出
出より一艘の海船風暴あり是國の浦に漂着せしより千五百四十
三年の頃此事なり譯者曰千五百四十二年ハ天文十二年あり
後幾程あらず現前の利小誘ふは大小是地小植民一人を植
か國の習なり人を其地小且て異財奇貨より且て使僧を遣して
渡して住しむるは且て異財奇貨より且て使僧を遣して
説法する所乃耶蘇經の教小より且ハ新化の者と婚を通ず
小よりて暫時の間小大なる富を致し深く國人其心を得て大

小もの利益と一諸事如意あり小矜るの餘敢て本意を逞く
して其國の政事をさすや、變革する所あり小いりて大
小民に野心凶惡の端を發して極め、當今家の害となりぬ
(ケイクル)の殊小驚きまゝくぐるハ二書の面小奸計充滿して
るあぞ有る、其一通ハ和蘭人が取戻しつゝなり
洋中にて波爾杜
尾尔の船を奪へ
得るあり、和蘭人當時波爾杜尾尔人と戦争の際なり、上小
交易の便宜を占むと願ふ時なる故なり、又其一通ハ廣東よ
り日本人が持て遣しつゝなり
彼國へ遣はる書なり 廣東ハ支那
の邑名あり、さてまゝ其項一と國家の害となるべき委曲の
事ども數多同時小露顯しぬ、執政家此重き諸侯路次小於て

一人の耶蕪れ官僧小遇き、々々小彼僧不遜りて恭敬の禮
を盡き、こと肯て國人平生の格に準せ、びとて頼小朝廷小訴
へらる、彼僧驕子より 又土俗異りて新ある成好ひよりて波
爾杜尾尔人莫大の利を得、無量の財賄を運輸し去る、此事
漸く公儀の患となり、又吉利支丹教は盛に行らる、事新
化の後、此合一とす、事彼等本國の神佛及び本國の教法を忌
嫉むこと其法の為小他を禦、自ら護るの堅固ある事、これ
皆よく國家の恐懼不安の基とすべし、是等小依て既小明
りたり、さば許多の艱難を経、許多の人命を絶て、近き
頃こそ國中諸侯の勢を破り、帰隆せめて久しく國土を荒

廢せしめける内亂の終をなして纒小得し一統の世なるを
若吉利支丹を其儘ふらして置て其數増加せらるるに至らしめバ
再び新小禍亂の根源をなして反逆の時節を得んこと甚ど
慮るべしと云ふ

斯の如く數々の重要ある義あるふりて太閤漸く波尔杜
瓦爾貨利增長吉利支丹信心弘通の事おむいゝ際限をあら
まじり然まても鎖國の一件一旦おして成就せざればあは
多生を經ざる能ざるをく見ゆるふ成得る所幾許もあ
くく太閤薨じしる故後人小遺命して其事を成就せ
しむる示し小磁刑を以せり其趣意ハ波尔杜瓦爾人其僧

侶および諸族通贊の由多小族あり此方を伴ひて國を退去すべしと
日本の土人将来恒小國中土著し當時現小國外おほむ
者ハ一定の時節を期して歸て來るべく若其期を過て猶も異
國小在留せんらばは同刑を以て罪をなした事おほむ吉利支
丹教を奉ぜん者ハ立所は誓を立て改むべき事等是なり是
皆至極の難波を經歷すふ非は奉行成就せざるべしと
かゝるり嚮小日本一統の主を得んとく許多の肖像者
の血を流し今も國權を固くんとく吉利支丹
の血を流さふハ若ざるべし元よりかの新化は徒いづきも道
理を説けしゆくハ廻心をなすふらざるを以て刀及徽

索烈火礮架等の厲した警戒を設けて彼等をして其罪を悔
て曉悟せしめしむるに然るに於て嚴猛ある所置ハありなぐ
も更ふ又さうも惨劇ある獄吏が發明しつゝ種々の呵責其具
もけりけれと彼等が信受凝結の心をさうと動揺せぬ中々不
其信心の虚なき事をおれが血を以て礮架は銘せん
願ひく悼る所なく比類なき堅固不拔の氣象を見し其敵
しる人をさへに是をん驚嘆するに至らむ是亦此方の人此
強梁ある所以を
是よりかくまで異教の為に民心を奪はしむるに永く此國の肖
像家の恥辱なりといふは凡右のぐく古今無類の強猛
苛刻を以するごとと大約四十年の間なり(イエミツ)公薨後大猷

院と號して(ヒデタタ)公檢夫尔自注曰薨後
台徳院と號すの世子ありて(イヤス)公の御
孫なり此君に至りて終に明く小鎖國の事試舉し比類なき
猛烈の氣象を以て三萬七千餘の吉利支丹を屠戮して一旦
國中吉利支丹家の殘黨を殫せり是等が吉利支丹を曾て彼
堪へたる呵責の逃るべき道なれまゝに短見よりさせて鳩原
なつ有馬の城小會合し心志を一定して戦死せんと欲せし
者となす是城攻撃三箇月ありて落ぬるは寛永年間其當年
を記す
二ハ遺志二月廿八日なり即我千六百三十八年寛永十
五年第四月十二日
お當まり日本記年の書年代記まゝハ王代記と名けしもの
及び右の吉利支丹は変亂の事を委曲し記して日本小行々

嶋原合戦と題する書ありにこれ右の如し是ぞかの殺伐
悲哀なりし看場の最後此一段ハありける此小至アて吉
利支丹の血を流さる最後の一滴ニ及びぬと之ども苛政屠
戮の全く止めたる千六百九十年元禄三年の頃なり
此れ如く日本國中悉皆掃淨してより以來ハ土人ハおいても
異國人ハおいても四邊恒ハ鎖閉セリ國禁の後此ハ千六百四十年
十七年を以テ國禁あり波爾杜尾爾人使者を(ミヤコ)
檢夫自注の篇マで遣リマきマとも其甲斐もなく教法を務め
來りし使僧マなるバ理ハ於て害なかるる危しとこそ思ひし
々わどこの日本ハ朝廷より示ハ處の象魏此面ハ逆ひて國中

小人來きんと謀る處の罪科をバ免るる危しなりける
わとふ使者と從者と其數六十一人(ケイシ)の嚴命ニよりて斬
罪せられぬ唯其最卑賤なる奴僕僅ハ數人都合七十三人の中十二人
行方知成助命救して歸國せし其國の人ハ斯る強猛なる應對ハ
遇一事の音信を告るること得べし
當時我國人を盡惑ス南蛮人ハ波爾杜尾爾人のこハ
あは伊斯巴泥亞人イニヤもありしと波爾杜尾爾人ハ比す
よさ其事小し且又別ハ異あることなきなり故ハ
略せしものなり是二國皆和蘭の南方ハありて各々王長
ありし別なりと之ども密ニ相隣ヤて殆一國のごとく

其惣名をも イスハニヤ 伊斯巴泥亜といへ モ 殊小其比しも ホルトガ 波尔杜瓦尔
を ニス 伊斯巴泥亜の マク 麾下なり故に ニ 我國通商の事を イ 伊
ス 伊斯巴泥亜より コ 後見せし如く ニ 聞えし コ 東方にありて イ 伊
ス 伊斯巴泥亜 ハ 呂宋を ニ 巢穴と ホルトガ 波尔杜瓦尔 ハ 卧亜を ニ 巢穴
と ス する事 ニ 猶和蘭の ニ 咬啗 ニ 如し コ 卧亜 ハ 埗敢國中の
ニ 大城なり又 ホルトガ 波尔杜瓦尔 ハ 亞媽港 ハ 和蘭の ニ 基湾あり
如し ニ 何れも ニ 我國に ニ 近き所なり ニ 今 ハ 二所 ハ 支那 ニ 歸
きり ホルトガ 波尔杜瓦尔 ハ 人々 ハ 右の外 ハ 甘巴 ハ 亞恩魯謨斯 ト 印
度 ハ 大城 ニ 兩所 ハ を ニ 押領し テ 居 ル 所 ニ あり ニ 此 ハ 今 ハ 甘巴
亞 ハ 莫卧尔 ハ 小取 モ 恩魯謨斯 ハ 伯尔齊亞 ハ 小取 モ ぬとい

なり

ホルトガ 波尔杜瓦尔 ハ 我國 ト 交易 ノ こと ニ 檢夫尔 ハ 全書 ハ を ニ 案 ス ぶ ニ
其言 ハ 小 ニ いた ニ 其交易 ハ 前後 ニ 盛衰 ハ あり ト とい ニ 其 ハ 全盛 ナ
る ト 時 ハ 年々 ニ 運輸 ハ 去 ル 所 ハ 金 ハ 三百 ト 小 ハ 過 ス ことを ニ 以
て ニ 大概 ハ その ハ 大 ニ 利 ハ あり ト とい ニ 之 ハ 一 ト 各 ハ 今 ハ 今 ハ
文銀 ハ 小 ニ して ニ 大 ニ 約 ハ 四百 ト 貫 ハ 目 ハ な リ 三百 ト 少 ク ば ハ 十二 ト 萬 ト 貫 ハ 目
なり ト 又 ハ 曰 ク 其 ハ 利 ハ の ハ 最 ニ 小 ニ なる ト も ハ 運来 ハ 運去 ハ の ハ 貨物 ハ 各 ハ 一 ト 倍 ト
あり ト 共 ハ 小 ニ 四 ト 双 ト 倍 ハ の ハ 利 ハ あり ト 又 ハ 曰 ク 千 ト 六 ト 百 ト 三 ト 十 ト 六 ト 年 ハ
船 ハ 四 ト 艘 ハ 約 ハ 銀 ハ 二 ト 萬 ト 三 ト 千 ト 五 ト 百 ト 貫 ハ 目 ハ を ニ 輸 ハ 去 ル 諸 ハ 人 ハ 私 ハ の
銀 ハ 此 ハ 外 ハ 小 ニ たり ト 翌 ハ 年 ハ 六 ト 艘 ハ 約 ハ 二 ト 萬 ト 千 ト 四 ト 百 ト 二 ト 十 ト 貫 ハ 六 ト 百

五十目一分又翌年小船二艘少く一萬二千五百九十貫
二百三十七匁三分を輸せしり委く彼方の事を記し
しるめのゆて檢夫尔見しりといひ原文亦そ十匁を二ケイ
といたり但其比の銀を今其文銀とも異なるべし右の
三年ハ彼が交易衰微の極をいへり又曰其全盛あり
一時のやうゆて頻小二十年をさふ経しりしりバ惣
て日本より亞媽港に輸れ財宝の積か乃古の撒刺滿大
王の時又如德亞城中に在し金銀小適しりぬべしと
いなり撒刺滿ハ三千年むり前をさり王の名あり此ハ
希ある富の譬小引るめのなり但前小いへり十二萬貫目

ハ正金銀のをいひつり此ハ惣ての貨物をいなり
和蘭國の印度交易家ハ第十七世の初は頃より常日本に
通商せしり千六百年より千七百年小其の初來以後
平生日本人れよく知る所ありて既は當時國家の仇は波
尔杜瓦人ルカと不和なるは近き頃有馬の吉利支丹
反逆の事に於て其志明く見えられバ海上より多く大銃を
發して城を撃つと云
こも小慶すも小嚴猛を以せんこも波爾杜瓦人ガと同ト
らむこもハ薄情とも不當とも謂つべしこも殊トハケイヅルト上
マ許容の書二通を賜アて通商隨意しるべしの誓とせり初
のち千六百十二年慶長十
六年ケイヅルトイハス公より賜ア又のち千六

百十六年元和二年の御跡を継ぐヒデタツ公よハ賜マぬ然シまバ和蘭人の事ハいかゞ須スらく規矩キキョを立ツるの術ウなクてはあラべラらズとシて長崎の港内ハ於テ曾ツて波ハル杜ト瓦ガル人の為ニ小築コキとシてハ固コ固コとも謂フつテ居キ所ヲを以テ和蘭人将来の住宅とシてハなリ是ハ國ヲを立ツ去リめんも然シるハなラズバとシて放スるハして置キんと危シしトは事ヲなスバハあり是ハふリとシて彼等常ニ許シ多クの監者ヲハ官府ニ誓盟ヲをなシてかシが為ニ所ハ鎖細の事ヲをさヘに密ニ々ニ守リ戒ムる事ヲを掌シる者ハ苛クき檢察を受テ実ニ囚ニ停マすハ質人ニ殊ニなリ處ニ幾ク許スもあラず唯ニ彼が注進ヲふリとシて萬國他州の動靜如何と知ルるハなラズハ外ニ殆ニ更

小用ノあリりノ如シきハも其ノ所置ノ痛ク強キ小堪ズ程ノ事ハあラずハめムとシて彼ニ許シて毎年五十萬（コロトニ）の銀錢（コロトニ）トシ文銀ヲ大ニ約シ八ニ分ニあラす故ニの貨物ヲを賣リて得ル得ルせシむ但シし五十萬ハ四十貫目ニあラすハ日本ノ人モ和蘭ノ貨物ヲなクてハあラべラズバとシて思フんハ實ニ小謬キりト謂フとシて和蘭ノより一年ハ入ルる處ノ絹布ハ類ノのハ日本のハ一七日ノ間ノ出スるハそノ他ノ阿仙ノ藥龍腦ノ木香ノおよび種々ハ乾藥許多此貨物ノの如キも侈奢ノの為ニ又ハ藥餌ノの為ニとシて和蘭ノの葉ハあラずハとシて日本ノの憂トなリとシて右ノ文ニ和蘭人ヲをさシて我トいフとシて彼トいフとシて

ケニプルがえんセルニヤ
るを檢夫尔え来熱尔馬泥亞國の産たるはあり熱尔馬
ニヤを上都逸國といひ和蘭を下都逸國といひ
和蘭人の算少く考ふふ文銀四千貫目ハ元禄頃の銀
てハ三千貫目よりふ當まり檢夫尔全書中小貞享二年
新規の銀高を三千貫目といへり
原文ハ三十万(タイル) 出嶋ハ南
壘人市中ハ居ること御停止ハなかりし故寛永十三年
小築出とと記録小見えり檢夫尔曰二通の謀書此事
なかりせば波尔杜瓦尔人も頓小國禁ハたあはれし
出嶋ハ居んこと今の和蘭人ハなかりし
支那人ハ日本人の諸ハ藝能學術をも傳受し既ハ其地ハ盛

小行る教法をも授りつる處あり其上治國の法も頗る
かまが模範小習ひく成就しバ實小其恩を擔へる處あり
がゆゑに一切異俗拒絶の列より是よりて恣意小交易
し隨意ハ徘徊せしめり然但し定めて長崎小来るべしとそ
他港小入ることなかりしもの斯ハ如く許容せしめり
唯ハ支那のよりはるばるの支那國最後小韃靼小取まりし時
の變ハあひく其人ハ逃散て至る處の東方
諸地諸王國 東京暹羅東蒲塞の諸地を王國といへり
其後吉利支丹の教ハ説法支那國小許容せしむるの時
至りてかまが日本小持来りて賣る所の書籍ハ中小漸く彼

吉利支丹教の義を解して耶蘇を信するの事を解するを交へ来りて是を以てかれ萬民安生の道小害あり損ありとて近き頃種々の艱難を経て總小退治し得つる教法を更ふ再び蘇生せしめむとせしことゆりて其事太小日本朝廷の憂となりしむ小決定してこれを戒むる事オランダ和蘭人小同しく其戒むる處の法も亦殆相同じぬ小いりぬ唯小相同じきものゆり彼等ハ智慧を以て日本人の詭計を拒み防くことオランダ和蘭人の如くたること能むるが故又其境界却て和蘭人よりと方まり然る小又彼等各小これを均しく支那人といひ種々の國土小住る者どもたるはバ力を竭して相防き相害せん

と此の上各情貪慾あり如何なる小利小得小ても中々小よく恥辱を忍びても失ざらんことを欲せり

吉利支丹教法許容の事始め支那國中ヒラ披露せしハ千六百九十二年といへりヒラ子ル人コウラトルク書小見きり此ハ檢夫尔渡来の後二年あり然るバ許容ハ披露より前の事なるべし同書小又曰吉利支丹教支那國小て二流小ありて一流ハ儒を雜し孔子を奠り祖考を祀る事を許し一流ハ儒法忌て雜へざりて儒を雜へ許しものは終小本國より禁止せし又儒を雜へざるゆりてその後終小支那帝の命小よりて支那國

より追逐せしめぬといへり惣て支那ハ文明の國な
るが故小吉利支丹多小惑ふりの希なりといへり

事既小斯のごとくなると至り國家全く鎖閉するに似り小
々まば今も一物として帝王の所期所計小おいく妨をあた
べまりの有るとなり大家これ能歸しぬまば其兼併有為の
恐るべまもな萬民皆能一定しぬれば其強梁放縱の慮るべき
もなく異國の為小諷をたり援をあたぬの勞もななく許して異
國は通好となり官もななく忍びく異國は流風を受るの患も
なく一切手足を累りぬは足るものなり是れ於て快く其切
用ありとすり所の事を理めくかの運通は國出入交易恣意ふ

る地の能ざる處の事を計り邑阜村落諸職の官舎諸人此會
所及び百工は肆をさへに遺さば極密の格式小順せぬめく
奮習を移し新風小化せぬ各自は産業を示し法則を立て
こまを募りぬを賞し下民をりて勤勵の心を起し才
能を成就し有用の事を發明しぬ又よく許多は監者を居
て眼目を張て民は挙動を察せぬて是を以て其奉上の宜
し心心を失はざしめ格々をりて心を新めし善事を勉
め行しぬ惣て一國を舉て禮儀作法の學校となさんと欲し
斯のごとくし世間主の巧を以て上世の無恙有福の体を
恢復し國中内亂の慮るべきなく境域は秀勝無雙なると

群下の功勇不敵なるを委任して異國の人を毎小他の榮
を見く欣慕嫉妬の心を懐くことを賤し悪めり實小日本
國の洪福なることを仇の恐るべしもなく外國東襲の慮るべき
もなく琉球蝦夷高麗および邊傍の諸島對馬佐渡八丈
日本帝を尊びて君長とせり唯かれ支那ハ實小強大の國小
して支那人を日本人の曾て恐る患ひし所ありといへども惣
としてかの入ハかゝ計畧小ハ怯きめのぞり當今治世の帝
ハ韃靼種種なりといへども既小許多の諸地諸王國を統御す
るの重任あり猶も其所領所伊の地を推て日本小及さん
ことハ殆統ふ思ひ出るむりりの違ふあるべしされバ今

小いりてハ支那といへども日本人の怖るべき所決してある
ことなり日本國當今の世間位は具りりまをる(ツナヨシ)公換夫
爾自
注曰嚴有院家綱公の御
子台徳院の御孫なり極めく謹慎ありて又大小謀畧あるの君
御先祖代々の善心美德を承継て殊小寛仁に勝ま又よく
密小其國法を守りて孔夫子の學に成長して城内を治め
るものと國體民生の求る處小應む人民其下小福祿を受け繁
榮をたし合體同心ありて和睦し學び得く神明を尊む小宜
し國法を奉ずる小宜し君長小順ふ小宜し同僚を愛敬する
小宜し禮あり忠あり才能勤勵萬國小秀出せり最勝の境域
小居まり國中よわい互市交易して富を致せり勇氣不足

なり生計の具饒多あり然のそなりとて和平静謐の澤を受と
またとひ其人頭を廻して往古民生素朴なりしの時を察し
とと或ハ又日本古事跡の記を取て評論せとも必其國の如意
連綿福祿満足あること今の時小あつがる事を悟らん御さる
小稱望の主を以一切異俗通商通好の外小保護鎖閉せり

右通篇の大意を案する小諸國の中間小連山河海あるハ
諸星於中間小游氣するが如く世界は異語異習異趣の
諸俗あるは天上小異種異性殊状殊品の衆星あるが如し
然きを同く一地球といへども必しと萬國皆相通むる
きの理よりて通交せざるを以て無道なりとてべから

ぢ

皇國ハその無数の嶋嶼を以て地球の萬國あるに應ずると
またとて一箇の小地球なり是等の嶋嶼の人互小若干
の海陸を経て通交通商するとてハこそ既小國中よあ
りて遊行奇觀の樂りり亦何ぞ必しと遠く大洋の危嶮

を犯して異域小出るをりて歡樂とせんさる業をこぼ
却て不幸なりとはいふべけれ但し遂生の具小不足あり
りのを異國小通商せざることを能くば

皇國の如き有用の具を寛満するのとならば更なる許
多此大奇特ありこれ其通交を用ふる所以あり曾て
異國人の為小風俗を殘る是財宝を偷まること其通交
を絶つ所以なり然らば鎖國の一件本よりあれ大小義
あり利あるの務あり然る小

明君頻小起り多ひくこの事決定成就し多小至る是又
皇國の皇國の所以なるべし檢夫ルが意蓋此の如し昔時

厄勒奈亞亞助聖埵兒といふ大王が歐邏巴の諸部を従
へ亞夫利加の諸方を降し曾て黒海の海口より一千餘歩
の長橋を架して二百三十餘萬の軍をりて攻来り伯
尔齊亞國を滅して其大器を奪ひ又深く東方に入て印
度の諸國を併吞し舟車人跡の列ある所東西南北蠶食
せむといふことなき
今ノ莫卧兒所領の(テリ)地也今檣亞助聖
聖埵兒の後といふといふ厄勒奈亞の前ハ伯尔齊亞の
代といふ又其前を亞支星亞の代といふ羅媽と共ニ四代といふ
を右より自ら全地球を掌握せんとおもへりも僅小四百
年より其國羅媽の物とならて畢ぬ厄勒奈亞の王業成就
凡天下の名地関關以来常小萬邦争奪濁亂の外小拱手

しそ未曾て外國の奴とならざるごとく我

皇國のぶとくあるれば更小又何處ふりある今かの魯細亞
人が大小其國を開きて北ハ氷海ニ界し西は波羅泥亞
蘇尔奈亞ニ逼り南ハ伯尔奔亞ニ逼り又遠く東方小向
ひく多く東西韃靼の地を併せく(子ルトシスロイ)といふ
所ニ至りて支那小逼り又我北方の(カムサスカ)小逼りて我
小逼らんときもが如きは我小在てを新小一箇の疾を得る
よ似しきどもかの(カムサスカ)の地もや既小その本國を去
ること二千里ありて又我國小おいて海をへて蝦夷を
阻り前後の便利を得ば且又彼が本國外ハ都兒格國熱尔

馬泥亞國等の強大なるに對し内ハ諸部諸郡の変亂屢
ありて常小多事なれば逼り其手を伸して我に武
備堅固上下和合の國に寇せんことハ難きが中の難事
なるべしこそ思ふべし古人の所謂敵國外患は類か
るべくまじむ蝦夷かゝるとの地も能治りて通商出入
濫放ならざるべしハ彼が相逼らむも中々小まじむ我
皇國を守護する所以なる也今予が是書を翻譯するも
徒に玩娛小具んが為よをわらふ我輩の斯る得がらん
國小生まかざる有難き御代よりひく太平は草木と共に
まじり上も水も雨露の恵を蒙ることの樂しきは語で出

人時の兵を添ふ一助ともあり兼て又異國異風の恐る
ぞく邪説暴行の悪むべく々々普く天下よ求まじとも更
ふ尊むべし人の人もなく仰ぐべきこの教をあたふ事を悟り
て外を禦だ内を親しむは最切用なる心を固くせしめ此
道よおいく微く裨益する慶も有りあんりと思ふぞり
よなんあり々々

享和元年秋八月

志筑忠雄 識





